

別紙（4（1）イ関連）

I 地域医療確保に向けた取組

1 『福島県地域医療再生計画（三次医療圏）』

（1）東日本大震災等への対応

○ 被災医療施設の災害復旧

東日本大震災により被害を受けた医療機関の復旧を支援し、医療機能の回復を図ります。

ア 国庫補助の対象とならない病院、医科診療所、歯科診療所及び薬局の災害復旧工事を支援。

○ 医療従事者の流出防止等による医療提供体制の確保

東日本大震災により医療従事者が不足している医療機関の医療従事者確保を支援するとともに、原子力災害に伴う医療従事者の流出防止等。

避難指示等のあった区域内の医療機関や仮設診療所を設置する市町村を支援し、必要な医療の確保を図る。

ア 被災により離職等した医療従事者を雇用する医療機関、県外から支援を受ける医療機関を支援。

イ 仮設診療所を運営する町村に運営経費を支援。

ウ 災害医療を学ぶ研修医等を受け入れる医療機関等を支援。

エ 放射線に関する医療従事者向けセミナー等の実施を支援。

オ 医療機関の創意工夫による医療従事者の確保対策を支援。

カ 緊急時避難準備区域であった区域内の医療機関の運営を支援。

キ 看護学生の就学、県内医療機関への就職を支援。

ク 看護職員の離職防止及び潜在看護職の復職を支援。

○ 感染症対策の推進

感染症危機管理を担う人材の養成や結核患者収容モデル病床の整備を促進し、感染症対策を推進。

ア 感染症危機管理研修受講を支援。

イ 結核患者収容モデル病床の整備を支援。

ウ 新型インフルエンザに係る帰国者・接触者相談窓口の体制を整

○ 人工透析の充実

ア 人工透析用設備を整備する医療機関を支援。

○ 放射線に関する不安の軽減

地域の病院における「放射線に関する相談外来」の設置を支援し、相談体制を整備することで、県民の不安感とストレスの軽減を図る。

ア 「放射線に関する相談外来」を設置する医療機関を支援。

- 県民健康管理調査に連動した取組み
院内がん登録の充実強化を図り、地域がん登録を推進。がん診療連携拠点病院等の機能強化を図り、早期発見・早期治療を可能とする体制の確保。
 - ア 院内がん登録を行う医療機関を支援。
 - イ がん診療連携拠点病院等の施設設備整備を支援。
- 県民の健康管理に関する取組み
 - ① 県民健康管理調査
 - ・全県民を対象に被ばく線量を推計する「基本調査」
 - ・震災時18歳以下であった全県民を対象とする「甲状腺検査」
 - ・避難区域の住民の方などを対象とする「健康診査」
 - ・既存検診の対象外となっている県民を対象とする「健康診査」
 - ・避難区域等の住民の方などを対象とする「こころの健康度・生活習慣に関する調査」
 - ・平成22年8月から平成23年7月に母子健康手帳を申請された方を対象とする「妊娠婦に関する調査」
 - ・調査結果等を記録保管する「県民健康管理ファイル」の配布
 - ② ①の実施に伴う内部被ばく検査。
 - ③ 個人線量計を配布する市町村への支援。

(2) 地域医療を担う人材の確保

- ・医学部学生への修学資金貸与
- ・現場体験する研修の実施
- ・臨床研修医の確保対策
- ・医師事務作業補助者導入推進
- ・寄附講座開設事業への支援
- ・若手医師のスキルアップ研修
- ・看護教育体制強化支援
- ・認定看護師等養成支援
- ・管理栄養士資質向上研修

(3) 救急医療提供体制の強化

- ・三次救急医療機関の機能強化
- ・二次救急医療機関の機能強化と連携強化
- ・休日夜間急患センター設置支援
- ・救急医療を担う人材の資質向上
- ・救急搬送体制の強化
- ・救急医療機関のヘリポート等整備の支援
- ・救急隊の高規格救急車整備の支援
- ・救急救命士養成等の支援

（4）小児・周産期医療提供体制の強化

- ・周産期医療機関設備整備の支援
- ・周産期に係る認定看護師養成の支援
- ・院内助産所・助産師外来開設整備の支援

2 『福島県浜通り地方医療復興計画』

復興に集中的に取り組む期間として、平成23～27年度の5年間を対象とし、避難指示区域等状況の変化に応じて、柔軟に見直しを図っていく。

相双医療圏、いわき医療圏を基本とするが、相馬エリア、双葉エリア、いわきエリアに分けて医療機関相互の役割分担と連携を促進し、医療提供体制の再構築を図る。

- 救急医療体制の再構築
 - ・医療機関相互の役割分担と連携を支援。
 - ・他医療圏との連携を支援。
- 医療機関相互の情報連携の基盤整備
- 医療機関の再開支援
- 災害に強い医療提供体制の整備

II 医療提供状況の把握

- 1 関係団体、公的医療機関や地域医療支援病院、市町村代表、住民代表が組織する福島県地域医療対策協議会等において検討を重ね、地域の状況を踏まえた地域医療確保に向けた種々の計画を策定しており、県民や関係機関等の協力を得ながら、地域医療確保に向けた種々の取組について効果的な実施と進行管理を進めていく中で今後も医療提供状況の把握に努める。
- 2 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査を、県内全ての病院を対象に、毎年1回、都道府県知事等が任命した医療監視員により実施しているが、この検査時に地域医療確保事業による特例措置が適用される病院等の医療従事者や病院管理体制等についての情報を把握していく。